平成２６年（フ）第１８５９号
福岡市早良区次郎丸４丁目14番64号
債務者　草場　直樹
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８６８号
福岡県筑紫野市筑紫駅前通１丁目154番地３ピナクル筑紫Ｂ102号、前住所福岡県筑紫野市二日市南２丁目８番20―401号
債務者　宇田川良行
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８７１号
福岡市博多区吉塚本町10番８―716号
債務者　品川都季子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８７９号
福岡市博多区比恵町11番８―706号
債務者　澤　　徹
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８８１号
福岡市城南区東油山３丁目16番203号
債務者　大瀬　吉廣
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６１０号
仙台市青葉区木町通２丁目３番52号　コーポ木町第２―206
債務者　阿部　春奈
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第９３３号
広島県安芸郡海田町南昭和町８番６―302号
債務者　山本　秀隆
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８６５号
福岡県糟屋郡志免町志免中央２丁目３番14号
債務者　奥川　美穂（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３８９号
静岡県伊東市宇佐美1575番地の11　東和荘102号
債務者　松村　貴秋
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第８２２号
兵庫県三木市府内町４番22号
債務者　塚本　栄子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８８９号
神戸市兵庫区佐比江町46番地の３　吉岡マンション302号、従前の住所神戸市兵庫区西出町22番地の１　ひろみ荘４Ｆ５
債務者　中村　善幸
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５２７８号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―815号
債務者　池田　裕亮
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２７６５号
東京都渋谷区笹塚３丁目31―２　内田荘
債務者　星　　和紀
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２８５２号
東京都世田谷区経堂１丁目６―７―301
債務者　村田　　徹
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９４０号
東京都練馬区羽沢２丁目６―10―104
債務者　橋本　順治
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９４１号
東京都北区堀船３丁目39―２
債務者　清水　　一
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９４４号
東京都新宿区大久保２丁目25―23―201
債務者　王春鵬こと　ワン　チュンペン
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部